

(仮称) 柳島スポーツ公園整備事業に関する基本協定書 (案)

(仮称) 柳島スポーツ公園整備事業 (以下「本事業」という。) に関して、茅ヶ崎市 (以下「市」という。) と●●グループ (以下「選定グループ」という。) の構成企業である●、●、●及び協力企業である●、●は、次の条項により基本協定 (以下「本協定」という。) を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、本事業に関し選定グループが落札者として決定されたことを確認し、市と選定グループの設立する本事業の履行者 (以下「事業予定者」という。) との間で締結する、本事業の基本事項並びに設計、建設、維持管理、運営等の各業務及びこれらに付随し関連する事項を定めた契約 (以下「事業契約」という。) の締結及び事業の実施に関し、市及び選定グループ双方の義務について必要な事項を定めるものとする。

(市及び選定グループの義務)

第2条 市及び選定グループは、事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとし、事業契約が茅ヶ崎市議会 (以下「市議会」という。) での議決を得て契約締結に至るよう最善の努力をする。

(事業予定者の設立)

第3条 選定グループは、本協定締結後、事業契約の仮契約の締結までに、事業予定者として、会社法 (平成17年法律第86号) の規定に基づき株式会社を設立し、当該株式会社の登記事項証明書を市に提出するものとする。

2 選定グループの構成企業は、前項の事業予定者の設立に際し、別表1の内容に従い事業予定者に出資し、事業予定者の株式を引き受けるものとする。

3 事業契約上の契約期間において、選定グループの構成企業が保有する株式による議決権の割合が発行済株式による議決権の総数の50%を超えていなければならない。

4 選定グループの構成企業は、事業予定者に、選定グループの構成企業以外の者からの出資を受けさせてはならない。ただし、あらかじめ市の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

5 選定グループは、事業予定者をして取締役及び会計監査人を選任させ、これを市に報告させるものとする。取締役及び会計監査人の選任の後に取締役及び会計監査人が改選された場合についても、選定グループは、その旨を事業予定者をして市に報告させるものとする。

6 事業契約の契約期間においては、選定グループの構成企業は、原則として出資比率を変更することができない。ただし、事業の安定的な遂行及びサービス水準の維持が図られる場合において、市の利益を侵害しないと認められるときは、市は当該出資比率の変更について協議に応じることができるものとする。

(株式の譲渡等)

第4条 選定グループの構成企業は、事業契約の契約期間が終了するまでの間、その保有する事業予定者の株式の譲渡、担保権の設定及びその他一切の処分を行わないものとする。ただし、書面により市の承諾を得たときは、この限りでない。

2 選定グループの構成企業は、前項ただし書の規定による承諾を得て事業予定者の株式を選定グループの構成企業以外の者に譲渡するときは、かかる譲渡の際の譲受人をして、別紙2の様式による誓約書をあらかじめ市に提出させるものとする。

3 選定グループの構成企業は、第1項ただし書の規定による承諾を得て事業予定者の株式に担保権を設定したときは、担保権設定契約書の写しをその締結後速やかに市に提出するものとする。

(業務等の委託及び請負)

第5条 選定グループは、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に掲げる者にそれぞれ委託し、又は請け負わせるものとする。

- (1) 設計業務 ●●株式会社
- (2) 建設業務 ●●株式会社
- (3) 工事監理業務 ●●株式会社
- (4) 維持管理業務 ●●株式会社
- (5) 運營業務 ●●株式会社

2 選定グループは、前項に規定する業務を委託し、又は請け負わせる者（以下「業務受託者」という。）と事業予定者との間において業務委託契約又は請負契約をそれぞれ締結させるものとし、これらの契約締結後速やかに、業務受託者が当該業務を実施することを約した書面の写しを市に提出しなければならない。

3 業務受託者は、第1項の規定により事業予定者から受託し、又は請け負った業務を誠実に履行しなければならない。

(事業契約の締結)

第6条 市及び選定グループは、事業契約に係る仮契約を平成●年●月●日までに、市と事業予定者の間で締結させるものとする。ただし、市は事業契約の締結がなされる前に選定グループの構成企業又は協力企業（第3号の場合は、その役員又は使用人とする。）に、本件に関して次の各号のいずれかの事由が事業契約の締結に関して生じたときは、事業契約の仮契約又は本契約を締結しないことができる。

(1) 公正取引委員会が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）の規定に違反する行為があったとして、独占禁止法第49条第1項に規定する排除措置命令若しくは独占禁止法第50条第1項に規定する納付命令（以下「原処分」という。）又は独占禁止法第66条第1項から第3項までの規定による審決（原処分の全部を取り消す審決を除く。以下「審決」という。）を行い、原処分又は審決が確定したとき。

(2) 独占禁止法第77条第1項の規定により審決の取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求の棄却若しくは訴えの却下の判決が確定したとき、又はその訴えが取り下

げられたとき。

(3) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の規定による刑が確定したとき。

(4) 選定グループが事業契約に係る市議会の議決日までの間に入札説明書に定める資格要件を本件に関して欠く事態となったとき。

2 市及び選定グループは、事業契約締結後も、本事業の遂行のために協力するものとする。

3 選定グループの構成企業は、事業予定者と市との間で事業契約の仮契約の締結と同時に、別紙1の様式による出資者保証書を作成して市に提出するとともに、事業予定者の株式を保有する選定グループの構成企業以外の者から、別紙2の様式による誓約書を徴求して市に提出しなくてはならない。

4 市は、第1項ただし書により事業契約の仮契約又は本契約を締結しない場合（第4号による場合を除く。）には、選定グループの構成企業及び協力企業に対し本事業に係る落札金額の10分の1に相当する金額の違約金を請求することができる。請求を受けたときは、選定グループの構成企業及び協力企業は連帯して当該請求に係る違約金を速やかに支払わなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 第1項第1号の排除措置命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合。

(2) 前号に規定するもののほか、原処分又は審決のうち、その対象となる行為が、市に金銭的な損害を与えないものであることを選定グループが証明し、その証明を市が認めるとき。

(3) 選定グループの構成企業又は協力企業について刑法第198条の規定による刑が確定したとき。ただし、同法第96条の6の規定に該当するとして刑が確定したときを除く。

5 前項の規定は、市に実際に生じた損害額が同項に規定する落札金額の10分の1に相当する額を超える場合において、その超過分につき、選定グループに対する損害賠償の請求を妨げるものではない。

（準備行為）

第7条 事業契約の締結前であっても、選定グループは、自己の責任と費用において本事業の実施に関して必要な準備行為を行うことができるものとし、市は、必要かつ可能な範囲で選定グループに対して協力するものとする。

2 前項の準備行為の結果は、事業契約締結後、事業予定者に速やかに引き継ぐものとする。

（事業契約不調の場合の処理）

第8条 事由の如何を問わず事業契約の本契約の締結に至らなかった場合は、既に市及び選定グループが本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、第6条第4項に規定する金額の請求を除き、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。ただし、

市の責に帰すべき事由により市議会の承認が得られずに不調となった場合、落札者決定後に選定グループが本事業の準備に関して支出した費用は市が負担するものとする。また、選定グループの責に帰すべき事由により市議会の承認が得られずに不調となった場合、落札者決定後に市が本事業の準備に関して支出した費用は選定グループが負担するものとする。

(秘密保持)

第9条 市及び選定グループは、本協定に関する事項につき知り得た相手方の秘密情報について、あらかじめ相手の承諾を得ることなく第三者に開示しないこと及びこの本協定の履行の目的以外には使用しないことを確認する。ただし、裁判所により開示が命ぜられた場合、選定グループが本事業に関する資金調達に必要として開示する場合及び市が茅ヶ崎市情報公開条例（昭和61年茅ヶ崎市条例第2号）その他の法令に基づき開示する場合は、この限りではない。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から事業契約の終了の日までとする。

(準拠法及び管轄裁判所)

第11条 本協定は、日本国の法令に従い解釈されるものとし、本協定に関する紛争は、横浜地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

本協定の締結を証するため、この基本協定書を●通作成し、市及び選定グループの構成企業及び協力会社が、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成●年●月●日

茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長 服部 信明

選定グループ

代表企業

●●株式会社

代表取締役 ●● ●●

構成企業

●●株式会社

代表取締役 ●● ●●

構成企業

●●株式会社

代表取締役 ●● ●●

協力企業

●●株式会社

代表取締役 ●● ●●

協力企業

●●株式会社

代表取締役 ●● ●●

協力企業

●●株式会社

代表取締役 ●● ●●

別表1 出資予定表（第3条関連）

設立時に発行する 株式の種類	発行株式数及び引受人	資本金額
●株式	●に●株（●%） ●に●株（●%） ●に●株（●%） 計 ●株	金●円

以下、設立後の増資予定を提案に従い記載する。

平成●年●月●日

(あて先) 茅ヶ崎市

名称 ●●株式会社
代表者 代表取締役 ●● ●●

名称 ●●株式会社
代表者 代表取締役 ●● ●●

名称 ●●株式会社
代表者 代表取締役 ●● ●●

出 資 者 保 証 書

茅ヶ崎市(以下「市」という。)と●[SPC名称](以下「選定事業者」という。)において、平成●年●月●日付けで締結された(仮称)柳島スポーツ公園整備事業事業契約(以下「本事業契約」という。)に関して、落札者の構成企業である●会社、●会社、●会社及び●会社(以下「当社ら」と総称していう。)は、市に対して次の事項を連帯して誓約し、かつ、表明及び保証いたします。

なお、特に明示のない限り、この出資者保証書において用いられる用語の定義は、本事業契約に定めるとおりとします。

- 1 選定事業者が、平成●年●月●日に、会社法(平成17年法律第86号)上の株式会社として適法に設立され、かつ、本日現在、有効に存在すること。
- 2 発行済み株式の総数及び保有状況が次のとおりであること。
 - (1) 本日現在における選定事業者の発行済株式の総数は、●株であること。
 - (2) 当社らの保有する選定事業者の株式の総数は、●株であり、そのうち●株は●会社が、●株は●会社が、●株は●会社がそれぞれ保有すること。
 - (3) 当社らでない者が保有する選定事業者の株式の総数は、●株であり、そのうち●株は●会社が、●株は●会社が、●株は●会社がそれぞれ保有すること。
- 3 (仮称)柳島スポーツ公園整備事業の実施に必要な資金調達を行うことを目的として、当社らが保有する選定事業者の株式を、選定事業者に融資を行う金融機関に対して担保権を設定する場合、事前にその旨を市に書面で通知し承諾を得ること。この場合、担保

権設定契約書の写しを、契約締結後速やかに市に提出すること。

- 4 前項に規定する場合を除き、当社らは、本事業契約が終了する時まで選定事業者の株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、当該株式の譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないこと。ただし、株式の譲渡、その他の処分後の議決権の保有割合が、平成●年●月●日付けで市と当社らの間で締結された基本協定書第3条第3項の規定に反する株式の譲渡、その他の処分は行わないこと。

平成●年●月●日

(あて先) 茅ヶ崎市

住所 ●●●
名称 ●●株式会社
代表者 代表取締役 ●● ●●

誓約書

茅ヶ崎市（以下「市」という。）及び●[SPC名称]（以下「選定事業者」という。）との間において、平成●年●月●日付けで締結された（仮称）柳島スポーツ公園整備事業事業契約（以下「本事業契約」という。）に関して、当社は、市に対して次の事項を誓約し、かつ、表明及び保証いたします。

なお、特に明示のない限り、この誓約書において用いられる用語の定義は、本事業契約に定めるとおりとします。

- 1 本日現在、当社が保有する[譲受予定である]選定事業者の株式数は、●株であること。
- 2 当社は、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、当該株式の譲渡、担保権等の設定、その他一切処分を行わないこと。
- 3 当社は、市の承諾を得て、当社が保有する選定事業者の株式の譲渡、担保権等の設定、その他の処分を行う場合、事前に譲受予定者から本誓約書と同じ様式の誓約書を徴求し、市に提出すること。なお、当該処分に当たっては、処分の契約の締結後速やかに、当該処分に係る契約書の写しを市に提出すること。